

# 鹿児島県サイクルツーリズム推進事業業務委託 仕様書

## 1 委託業務名 鹿児島県サイクルツーリズム推進事業業務委託

## 2 事業目的

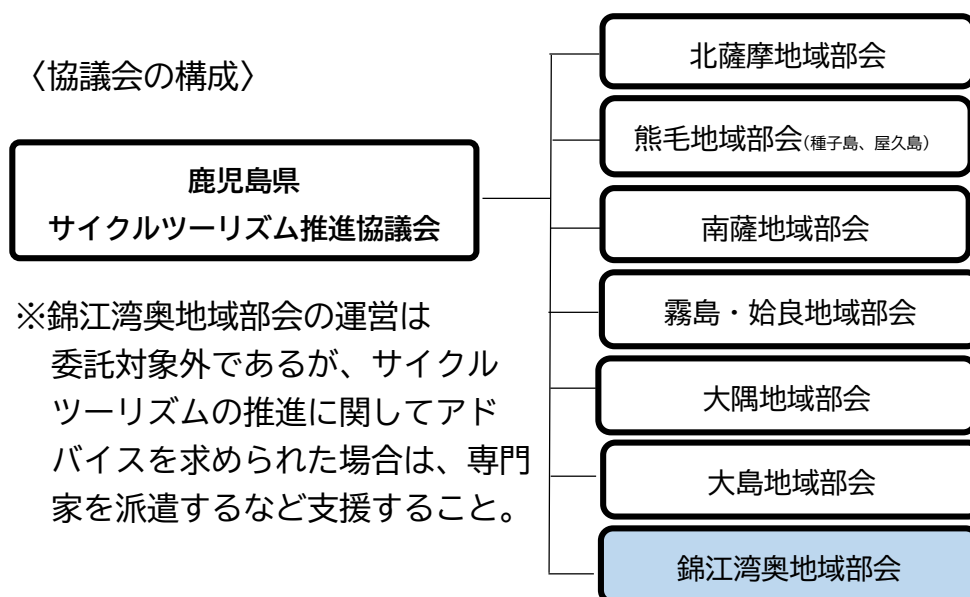
- ・ 鹿児島県では、令和3年度、市町村や観光協会、道路管理者、サイクル関係団体、障害者団体等の幅広い関係者による「鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会」を設置した。
- ・ これまで、県内全域に計24のモデルルートを設定し、情報発信や受入環境整備等に取り組んできたところ。
- ・ 更なるサイクルツーリズムの推進を図るため、令和7年度に実施した実態調査の結果を基に、本県及び各地域における実態やニーズ等を踏まえながら、地域ごとにキーパーソンを定め、それぞれのポテンシャルを活かしたサイクルツーリズムを地域主体で協議・検討し、各地域に経済効果を波及させることを目的とする。

## 3 履行期限 令和9年3月24日（水）

## 4 業務内容

### (1) 鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会の開催・運営

サイクルツーリズムを関係者が一体となって推進するための情報共有や取組方針の合意形成を図るための「鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という）」の開催・運営を行う。



## ア 県全体協議会の開催・運営

### ① 開催回数

2回程度(7月、1月頃)

### ② 内容(案)

第1回(書面):今年度の取組について等

第2回(対面):今年度事業の報告等

### ③ 受託者の業務

協議会の開催・運営に伴う一切の業務とし、広報、会場手配・設営、資料作成・印刷、議事録の作成、座長への謝金等の支払い及び必要な情報収集を含む。

※ 協議会の座長は以下の者とする。

【座長】

CCC チャリン・コ・クリエイション株式会社 代表取締役社長

黒川 剛 氏

## イ 地域部会の開催・運営

### ① 対象地域

南薩、北薩摩、霧島・始良、大隅、熊毛(種子島、屋久島)、大島

### ② 開催回数

各部会3回程度

※3回のうち1回はオンライン開催、2回は対面開催とする。

### ③ 内容

- ・ マーケティング調査事業に係る、各地域の課題等についてヒアリング、意見交換
- ・ 受入環境整備について、サイクリスト誘客の具体的な取組について検討 等

### ④ 受託者の業務

- ・ 地域部会の開催・運営に伴う一切の業務とし、会場手配・設営、有識者手配、資料作成・印刷、議事録の作成及び必要な情報収集を含む。
- ・ また、各モデルルートの特徴を活かしたサイクルツーリズム事業の開催・運営に伴う一切の業務とする。

## (2) 県観光サイト内 サイクルツーリズム特集ページの運営

県観光サイト「かごしまの旅」内にある、サイクルツーリズム特集HPについて、サイクルステーションや危険箇所等の追加掲載について、委託者からの求めに応じ、随時対応すること。

※ 令和7年度に英語及び繁体語の作成を行った。今年度においては、韓国語サイトを作成すること。外国語サイトを作成・編集する場合は、ネイティブ翻訳もしくはネイティブチェックを必ず実施すること。

(3) かごしまサイクルステーション及び鹿児島県サイクリストに優しい宿登録、整備支援事業補助金の利用促進

サイクルステーション及びサイクリスト向け宿泊施設への登録、整備支援事業費補助金の利用を促進する広報活動等を行うこと。

(4) その他

本県サイクルツーリズム推進の継続性の観点から、全体協議会・地域部会には、それぞれの地域に根差した有識者を必ず含めるほか、その他の業務においても助言を求めること。

## 5 業務報告

(1) 進捗状況報告

委託者の求めに応じ、事業の進捗状況や成果等について報告すること。

(2) 委託業務終了届

委託業務終了後、履行期間内に委託業務終了届を提出すること。

(3) 成果物

委託業務終了届提出時に下記成果物についても併せて提出すること。

- ・ 業務報告書

(各業務の取組内容、取組結果、次年度以降の改善策・提言)

## 6 追加提案

本仕様書に定めのない内容であっても、サイクルツーリズムの推進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

## 7 その他

(1) 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。

なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととする。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者と協力し、調整を行うこと。

(3) 業務完了後に、受託者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とする。

(4) 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。